

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成30年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	本館2階第一化学療法室改修に伴う電気設備工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年7月4日	(株)きんでん姫路支店 姫路市安田4丁目133番地	17,820,000円	本事業は診療へ支障を来すことなく、影響を最小限に施工することを求めており、また既存設備の一部改修工事であるため当院の施設設備及び業務運営を正確に把握していることが必要となる。契約業者は既存建物の施工及び増改築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
2	本館2階第一化学療法室改修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年7月6日	(株)明和工務店 神戸市中央区港島中町7-4-3	47,196,000円	本事業は診療へ支障を来すことなく、影響を最小限に施工することを求めており、また既存設備の一部改修工事であるため当院の施設設備及び業務運営を正確に把握していることが必要となる。契約業者は既存建物の施工及び増改築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
3	除細動器	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 用度課	平成30年7月13日	宮野医療器(株) 姫路市三佐衛門堀西の町7番地	1,242,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	
4	本館2階エントランス及び共用部他照明器具更新工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年7月15日	日本空調サービス(株) 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	23,220,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
5	MR心筋T1マッピング	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 用度課	平成30年7月17日	アミン(株) 東京都文京区本郷2丁目27番20号	1,620,000円	契約業者は当該装置の販売関連会社であり、他の業者では作業ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成30年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
6	自動ドア整備	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年8月10日	日本空調サービス㈱ 大阪府箕面市船場東2 丁目4-56	5,508,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
7	ベッドサイドモニタ	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 用度課	平成30年8月16日	宮野医療器㈱ 姫路市三佐衛門堀西の 町7番地	1,050,840円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	
8	手術室HEPAフィルター更新	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年8月20日	日本空調サービス㈱ 大阪府箕面市船場東2 丁目4-56	2,484,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
9	本館4階相談室改修工事	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年9月19日	㈱明和工務店 神戸市中央区港島中町 7-4-3	4,525,200円	本事業は診療へ支障を来すことなく、影響を最小限に施工することを求めており、また既存設備の一部改修工事であるため当院の施設設備及び業務運営を正確に把握していることが必要となる。契約業者は既存建物の施工及び増改築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
10	資産管理システムサーバ更新	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 情報管理課	平成30年9月30日	富士通㈱ 神戸市中央区東川崎町 1-7-4	1,411,776円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	